

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成21年9月、A所在のB会社（以下「事業場」という。）に雇用され、倉庫内での入荷や出荷作業に従事していた。
- 2 請求人は、平成25年4月6日、C医療機関を受診し、「喘息」と診断され、平成28年10月19日、D医療機関を受診し、「化学物質過敏症」（以下「本件疾病」という。）と診断された。

請求人によると、平成25年に靴の検品・梱包作業に従事したため呼吸障害を生じ、また、平成27年に外装及び内装工事（以下「工事」という。）が行われている場所で就労したため、再度、呼吸障害の症状が出現したという。

- 3 本件は、請求人が、請求人に発症した本件疾病は業務上の事由によるものであるとして、療養補償給付の請求をしたところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成31年1月15日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
（略）
- 2 原処分庁
（略）

第4 争 点

請求人に発症した本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の主張について

請求人は、①「平成25年の靴の検品・梱包作業」、②「平成27年に工事が行われ、また、新品の棚等の塗料の刺激臭がする場所での作業」に従事した際、それぞれの就労場所で大量の化学物質にばく露したため、呼吸障害を主な症状とする本件疾病を発症したと主張している。

このため、本件疾病が業務上の疾病と認められるかの検討を行い、さらに、請求人の症状が事業場における大量の化学物質ばく露による中毒症状等に該当するかについて検討する。

(2) 化学物質過敏症について

本件疾病について、E医師は、平成28年11月23日付け意見書において、「請求人に問診及び眼球追従運動検査等の神経生理学的検査を行い、問診における愁訴及び検査での異常所見が認められたため、本邦の診断基準の要求を満たすものとして本件疾病と診断した。」旨述べている。これに対し、F医師は、平成30年3月30日付け意見書において、「本件疾病は、化学物質との因果関係の証明、発生機序の解明、有効な検査法、診断基準の確立等に至っていない。」旨述べていることから、改めて、本件における一件記録を精査したが、「室内空気質健康影響研究会報告書の概要」において、本件疾病の病態や発生機序について未解明な部分が多く、本件疾病と診断を受けた症状には、中毒やアレルギーといった既存の疾病による患者が含まれている旨記載されていること等に鑑みると、E医師の意見は採用することができず、請求人の本件疾病は業務に起因することの明らかな疾病とは認められないものと判断する。

(3) 中毒症状等について

次に、請求人の症状が事業場における化学物質による中毒症状等に該当するか

についてみると、F医師は、前記意見書において、「業務において一定以上の濃度の化学物質にばく露したことにより、中毒症状等、当該化学物質に特徴的な症状が出現しているものと認められる場合は、発症と業務との因果関係が肯定される。」旨述べていることから、請求人の症状と業務の関係について、以下検討する。

ア 上記(1)①について、靴に化学物質を含む接着剤、靴仕上げ剤、ソール用塗料及びウレタン原料が使用されていたと認められ、決定書に説示するとおり、これらには呼吸器感作性が区分1の危険有害性物質を含むものが認められる。しかし、請求人の業務は、上記(1)に示すとおり製造又は返品された靴の検品・梱包作業であり、これらを使用して靴の製造を行っているとはいえず、直接化学物質を使用する業務とは認められない。また、同種の労働者に請求人と同様の体調不良や疾病を発症した者は認められない。

イ 上記(1)②について、工事に使用された塗料や接着剤及び新しい棚等の塗料やカゴ台車のゴム車輪に化学物質が含まれていたことが認められ、決定書に説示するとおり、Zラックには、呼吸器感作性が区分1の危険有害性のある化学物質を含む塗料が用いられている。しかし、請求人が工事、棚等の塗装及びカゴ台車の車輪の製造の業務に従事した事実は認められず、請求人の業務は直接化学物質を使用する業務とはいえないものと認められる。また、同種労働者に請求人と同様の体調不良や疾病を発症した者は認められない。

ウ 上記ア及びイを踏まえ、F医師は、前記意見書において、「本件は化学物質を含む労働環境の場で、本件疾病を発症するほどの一定以上の濃度の化学物質にばく露したという状況は明確に確認できず、同種の労働者で同様の症状が出現した者もないことから、業務で化学物質にばく露したことにより、諸症状が出現し、さらに遷延していることを明確に証拠立てることはできず、請求人の業務が、相対的に有力な原因となって発症したものと認められるものではない。」旨述べており、その意見は妥当なものである。

(4) 小 括

以上のとおり、請求人の本件疾病は業務上の事由によるものということとはできず、また、請求人の症状は事業場における大量の化学物質のばく露による中毒等の症状であるともいうことができない。

3 結 論

よって、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。

令和2年4月17日